

平成30年 第13回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成30年11月20日 (火)

平成30年 第13回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成30年11月20日(火) 午後3時30分～
- 2 場所 市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 槇光子
- 4 参与職員 山下康代 藤井寛史 松田和弘 深田利広
(調製職員) 川俣洋寿
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 こんにちは。お疲れさまです。ただいまより平成30年11月13日付小林市教育委員会第21号で招集されました平成30年第13回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、議事のほうに入ってまいりたいと思います。

まず、今日は報告案件が、追加もありましたので2件あります。

最初に、報告第33号職員の人事交流について説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、報告第33号職員の人事交流ということで、2ページをお開きください。

今回の人事異動については、大変急な事案でありまして、教育委員会を開くことができませんでしたので、教育長の専決で総務課へは承諾したところです。日高社会教育課長は子育て支援課長、それから松田和弘主幹が社会教育課長昇格、それから花畑慎吾が社会教育課の主幹で昇格ということの人事異動で既に動いております。本日は松田課長が初めての出席ということになりますので、一言挨拶をさせますのでお願いします。

中屋敷教育長 松田課長お願いします。

松田社会教育課長 改めまして、11月8日に社会教育課長を拝命いたしました松田和弘と申します。社会教育課では、前任の社会教育グループ主幹ということで、さまざまな事業等を行ってまいりました。前任の日高課長のもと気配りしていただきまして、職員のほうも温かく見守っていただきました。微力なんですけれども頑張っていきますので、今後ともよろしく願いいたします。

す。(拍手)

中屋敷教育長 この途中人事というのは非常に組織としては大変なことなんですけれども、今回の場合はどうしても子育て支援課のほうで、小林市の将来を考えたときに解決しなければいけない課題というのがありまして、それを推進するにはどうしても日高課長の力が要するという話で、何回も何回も協議しながらの結果であります。今日も日高課長に会ってきましたけれども、もうシフトして子育て支援課のほうで一生懸命しているところです。また松田課長も、今日は家庭教育学級があったということなんですけれども、課長として一生懸命やっているところです。花畑主幹も頑張っています。その後に正職員が来るべきなんですけれども、諸事情によりほかのところはなかなか動けないので、今、臨時職員で対応しています。4月以降は正職員を配置するように強く希望してまいりたいと思っていますところです。よろしいでしょうか。

中屋敷教育長 それでは、続いて、追加の報告で別紙であります。報告第34号平成30年度小林中学校部活動の方針について説明をお願いします。

藤井指導監 失礼いたします。平成30年度小林中学校部活動の方針についてご報告いたします。

別添でつけておりますが、平成30年11月に作成したものです。ご承知のとおり部活動というのは学校の教育活動の一環で行われて、子どもたち同士、あるいは子どもたちと教師の好ましい人間関係であったり、連帯感や責任感を醸成する場であります。昨今いろいろと話題になっているように、なかなか教師だけでは解決できない課題が増えていまして、これまでどおりの運営体制では非常に難しいということで様々な協議がされています。

国は、平成30年3月にスポーツ庁でガイドラインをつくりまして、それを受けて県は、今年の10月に県の方針をつくりました。これを受けまして、市の方針をつくることになりました。大枠は国のガイドラインにのって、県の方針を参考につくられたものです。その県の方針から大きくはずれておりませんので、簡単に概要だけを説明いたします。

まず、最初であります。体制整備ということで、基本的に毎年、学校の

部活動のあり方について、学校は必ず活動方針、現在もつくってはいますが、それをきちんと整備しなさいということが書かれております。例えば年間計画であったり、毎月の活動計画とか実績等をきちっと作成して提出しなさいというようなことが書かれているところです。

2つ目が2ページ目になりますが、指導・運営に係る体制の構築ということで、ここには適正な数の部活動を設置しなさいということや、本市でも先進的に取り入れましたが部活動指導員のこと、それから顧問の決定についてのこと等が書かれております。

それから3ページ目が、効率的、効果的な活動の推進ということで、適切な指導、いわゆる生徒の心身の健康とか体罰とか、ハラスメント根絶等のことも書かれております。この辺もいろいろ問題になるところですので、適切な部活動の推進について書かれているところです。

それから3つ目が、4ページになりますが、適切な休養日等ということで、部活動の休養日について、週は2日以上休養日を設けるとということと、土曜日、日曜日は少なくとも1日休養日を行うということ、それから1日の活動時間のこと、平日2時間程度、休業日は3時間程度ということで書かれているところです。

最後が生徒のニーズを踏まえたスポーツの環境整備ということで、5ページにあるのが生徒のニーズを踏まえた部活動を設置するということや、地域との連携について書かれているところです。

先ほど申しましたけれども、全体的には県の方針にのっとっているんですが、違うところが2カ所あります。それはまず、国・県は、運動部活動のことだけを対象にしているんですが、本市の方針につきましては、スポーツだけでなく文化部のこともあわせてこの方針の中には書かれております。それでスポーツ及び文化という言葉が出てきていると思うんですが、文化部も含めて同じような部活動の方針でやっっていこうということが一点です。もう一点が、県は、先ほど4ページのところに休養日等のことが書かれていたと思うんですが、県のところはここに競技力の指定校というのを定めておりますので、その指定校については運用の工夫ができるというようにして、計画的に休養日等を別途設定するというので、指定校だけは別扱

いになっているですけれども、本市については、どの部活動も平等に休養日等は設けようということで、その記述は削除して方針を定めたということです。この方針を11月に設定しまして、先日、13日に中学校の校長と部活動の担当者に対して説明を行ったところです。説明は以上です。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですけれども、何かご質問等がありますでしょうか。あと、現在の学校状況を把握されていれば教えていただきたいと思います。

椎屋委員 生徒数は年々減少していく中で、須木あたりもそうなんですが、今までであった部活などができないということで、個人単位の部活に限られると思うんですね。紙屋とかですね。だからどうしても野球をやりたい子はボーイズだとか学校から離れたところでの活動にならざるを得ないという状況もあって、やむを得ないと思ったりするんですが、特に高校あたりになると合同で野球チームを作ったりするんですが、中学校はほとんど練習ができないので、そういうことは想定できないということなんですかね。大規模校に行って、親が送り迎えして、部活をやるという考えとは、もう基本的に部活に対しては無いんですかね。

中屋敷教育長 はい。それは中体連の規約の中に、人数が足りないところは、チームで行うものは2校までいいというのがあるんですね。野球だったら5人しかいなかったら、5人のところとやってチームができるというのがあるんですけども、それでもできないところが今は出てきています。ですから、この前、九市の教育長会があったときに、中体連の県の会長が来ましたので、そのときに強く要望したのが、その2校の枠を外して3校までにしないなどしないと、才能があるのに活かさない中学生がいるという現状は認識してほしいということは強く要望をしました。これから少子化がさらに進んでいく中で、個人競技はできるけれども集団はできないという話になってくるけれども、その才能が埋もれてしまう場合がありますので、そこを強く言いました。しかし、中体連は九州との関係があったり、全国との関係があったりとか言いましたけれども、でもそこを乗り越えないと何も変わらないということですね。それは要望として強く言っておきました。ほかは何かありますでしょうか。今、部活動を小林市が本気で取り組んでいったところ、特に部活動指導員が入っているところについては、こうい

う歯どめといいますか基準が出たので、校長としては指導がしやすくなった。全体に一律に指導ができるので、そういう前提は非常にありがたかったという声は聞いています。ただ、ご存じのように一生懸命やる先生とそうでない先生の温度差がまだ解消されていません。この基準はスポーツ医学・科学的に、時間帯が2時間から3時間、そして週2回は休むというのが、大谷じゃありませんけれども、堅強な体を保持しつつ、スポーツができる体で成長できるということですので、今はそういうことで指導していくしかないなと思っています。また、今後、いろいろ聞かれたときには、話題として出していただければありがたいなと思っております。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案のほうに入っていきたいと思えます。

まず、議案第59号市議会定例会(12月議会)の議決を経るべき議案の原案の決定について説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、議案第59号について説明をいたします。

11月30日に12月議会が開会されます。今回の議会につきましては、教育部といたしましては12月補正予算と条例改正1本について提出予定にしております。それぞれの課長から説明をいたします。

まず、私のほうは学校教育課を説明いたします。

4ページをお開きください。

総括表になります。学校教育課は6本の事業を上げております。それぞれ説明させていただきます。

5ページ、6ページは歳入になりますが、歳出の部分で説明をしますので、7ページをご覧ください。

次世代の学びを創造するICTプロジェクト事業費(地方創生)になります。事業の概要の7行目からになりますが、今回、株式会社ミヤザキ様から指定寄附金2,100万円をいただきました。このうち2,037万円は、小学校5校にタブレットを整備することにいたしております。タブレットの稼働に必要な無線LANにつきましては、総務省の補助事業を活用して整備することにいたしました。総務省のこの無線LANにつきましては、平常時は教育用として使いますが、非常時は防災用として活用できる

ということから、教育面と防災面の両面から充実を図るということで計画しております。

この予算要求書につきましては、11月15日に作成しております。この後に財政ヒア、市長ヒアがありましたので、少し内容が変わっているところもあるんですけれども、このように国庫支出金、それから寄附金等で6,673万9,000円の事業を組んでおります。

8ページをご覧ください。

工事請負費といたしまして、当初は公衆無線LANの積算を整備校5校で計画していたんですけれども、総務省の事業が認定されまして5校から19校。19校というのが、東方小中につきましてはもう既に整備されておりますので、残りの19校の整備になります。その他の備品購入というのがタブレット及びソフトウェアの積算ということで、本日、別紙の資料をお渡ししていると思います。

まず、左側がタブレット関係になります。今回、30年の12月補正で整備しますが、上から西小林小、須木小、野尻小、紙屋小、幸ヶ丘小の5校分の104台になります。その残りの6校については31年度に当初予算で上げる予定にしておりますので、30年度と31年度でタブレットについては全部配備される予定にしております。

それから、右側は無線LANの整備の状況です。これは、先ほど言いました総務省の補助がもらえることが決定いたしておりますので、30年度で全ての学校に無線LANは整備したいと思っております。補助対象と補助対象外とありますが、この補助の中で、対象にならない部分がありますので、ここについては一般財源で外部の整備をしたいと思っております。無線LANについては30年度で、全て今回整備される予定にしております。

ICTプロジェクト事業については以上になります。

続きまして、もとに戻りまして、9ページをご覧ください。

9ページは、小学校施設維持補修費（臨時）になります。これはブロック塀になります。小学校のブロック塀につきましては、9月補正から始めているところなんですけれども、今回の12月補正は4カ所の学校をしたいと思っております。

事業概要といたしましては、建築基準法に適合しないブロック塀の撤去及びフェンスの復旧工事ということで栗須小学校、それからブロック塀の所有を確定するための所有者との確認作業ということで小林小学校、それから学校敷地内にあるブロック塀の撤去ということで東方小学校を上げております。

10ページをご覧ください。

小林小学校につきましては、5カ所のブロック塀の部分があるんですけども、民地との境にありまして、そのブロック塀が学校のものであるか、民地のものであるかがわからないような部分があります。ここについては測量の専門機関に委託いたしまして、所有者の確定をしたいと思っております。その委託料が90万3,410円ということになります。

それから、工事請負費につきましては、西小林小学校が1カ所あります。これにつきましては、民地の個人のブロック塀があるんですけども、そのブロック塀につきましては、個人の判断でそのままになっておりますので、学校側に倒れてきても危なくないようなフェンスを設置したいと思っております。

それから、東方小学校につきましては築山になります。これにつきましては、学校の卒業記念碑として建てたものですが、建てられた方の代表と話もできました。それから学校側の意見、現在のPTAの方との話し合いを行い、築山を全て撤去するということが済みましたので、その予算になります。

栗須小学校につきましては、国道の道路拡張が2年後の予定となっており、県との協議も何回となくしたんですけども、県はどこまで拡張になるとかという計画も全く立っていない状況になります。しかし、今のままでは危ないということで、学校教育課は撤去してフェンスを建てるということで実施したいと思っております。それが918万円になります。ここの部分の工事費になります。

11ページをご覧ください。

小学校の管理配分経費ということで、今回は小学校の電気料が当初見込額より不足するということがわかりましたので、222万7,000円を組

んでおります。これは、夏の暑さによってエアコンの使用料が多くなりまして電気料が上がったところでありまして、今年度の前期の分の電気料につきましては、昨年度の前期と比較しましてかなりの額が上がっております。今回、電気料は契約金額があるんですけども、12校中10校の基本契約が夏で上がったものですから、毎月の電気料も上がっております。昨年、文化会館で、のど自慢のときに上がったんですけども、それと同じようなところが小学校の電気料でも発生しましたので、足りなくなりました。13ページであります。

13ページは小学校の教育振興費（臨時）であります。これは、株式会社ミヤザキ様からの指定寄附金が2,000万あったんですけども、そのうちの一部を学校図書館を整備するというので、各学校、12校、3万円の36万の予算計上をしております。

15ページをご覧ください。

15ページは中学校配分の経費になります。これは、中学校につきましては、水道料が見込みより不足するというので、37万9,000円を計上しております。中学校に関して、不足した原因と考えられますのは、一つは漏水になります。学校施設が老朽化などによって漏水が発生しまして、水道料が上がったということがあります。この漏水につきましては、その都度の修繕をしておりますので、現在、漏水している部分はありません。それから、もう一つの原因といたしましてはプールの水の入れかえ、総入れかえというのが何校かあります。これにつきましては、夏の温度が急激に上がったということで、水の入れかえを全部しなければ衛生上問題があるということで、学校側はプールの水の入れかえをしたということがあります。

それから、17ページです。中学校教育振興費の臨時になります。これは、中学校の、先ほどの株式会社ミヤザキ様からの指定寄附金のうちの一部を、学校図書館の整備をしたいということで、3万円の9校分、27万円の予算を計上しております。学校教育課については以上になります。

松田社会教育課長 続きまして、社会教育課です。

19ページをご覧いただきたいと思っております。

こちら総括表となっておりますが、社会教育管理費の2万1,000円の増額となっております。

詳細につきましては、20ページ、21ページをご覧くださいと思います。

まず、こちらが全国大会出場に伴う負担金が発生したことによる増額補正でございます。社会教育課では、小林高校の美術部が全国大会へ長野県に行きました。顧問1名、生徒1名分の2万8,800円の70%、2万1600円が小林市の負担ということで、今回補正をするものでございます。社会教育課につきましては以上です。

深田スポーツ振興課長 22ページのほうをお願いいたします。

今回は3件の補正をお願いしております。

詳細につきましては、23ページをご覧くださいと思います。

まず、スポーツ推進事業費でございます。こちらにつきましては、今年度7月から8月に東海インターハイが行われました。それに伴います出場負担金でございます。

24ページをお願いいたします。

今回は小林高校男子駅伝部2名ほか小林高校バスケットボール部が男女、小林高校のリフティング部の男女ということで、トータル48万8,000円を計上いたしております。

続きまして、25ページでございます。

社会体育施設管理事業費、体育館の臨時でございます。こちらにつきましては、来年の2月に全九州高等学校バレーボール大会、来年の7月、全国総体が小林市で開催予定でございます。そのプレ大会という位置づけで実施されます。また、6月になるんですけども、全九州高校総体も小林市で実施予定でございます。いずれも女子バレーボールが市民体育館で行われます。それに伴います備品等の購入に係る経費を今回計上いたしております。

26ページをお願いいたします。

今回、防球フェンスを80台、防球フェンスの運搬車を2台、そのほかネット、アンテナ等を計上いたしております。トータルで258万9,000

0円を計上したところでございます。

続きまして、27ページになります。

野尻学校給食センター管理事業費でございます。ここにつきましては、9月30日に小林市に大きな被害をもたらしました台風24号によりまして、紙屋地区が3日間停電になりました。10月1日、月曜日と2日の火曜日、給食の喫食ができませんでした。そこで救給カレーといたしまして、備蓄食材を提供させていただきました。その補填で今回補正を計上したところでございます。

28ページをお願いいたします。

今回、災害に給食用救給カレー、小学生用を450個、中学生用を890個、トータルの41万5,000円を計上したところでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

中屋敷教育長 3課の説明が終わりましたけれども、ご質問、ご意見等があればよろしく申し上げます。

この救給カレーの個数というのは、小林学校給食センター分も入っているということによろしいですか。

深田スポーツ振興課長 1回分の救給カレーにつきましては、各給食センターのほうで備蓄をしているんですけども、今回は2日分になりましたので、応急的に小林学校給食センターから運んで2日目に対応させていただきました。今回の補正につきましては、小林学校給食センターから野尻に一時的に提供した部分を補填をするということで、この予算の中に計上いたしております。

中屋敷教育長 はい、わかりました。ほかはないですか。

榎教育委員 この備蓄用カレーは賞味期限が切れますよね。そういうときはどうなるんですか。その賞味期限が切れる前に例えば学校にこういうのが備蓄であるんですよというので給食に使うとか、そういうのは何かありますか。

深田スポーツ振興課長 今、防災教育の中で学校単位でそのような、避難訓練であったりとかあれば、そういう場で提供ができればいいかなと思っております。

榎教育委員 災害があるときじゃなくて、ないときにもやっぱり意識を深めるために、そっちのほうで使って、また教育のほうに活かされたらどうかなと思いま

した。

椎屋委員 学校教育課のほうで、この株式会社ミヤザキからの指定寄附があったということで大変うれしいなと思っていますが、この指定寄附については今までもあったんですか。それとも、今後もまた、定期的にやりますとかいう話がそういう雑談の中でもなかったのかどうか。

山下教育部長 株式会社ミヤザキの社長さんとも何回かお会いして話をしたんですけれども、子どもたちの未来のために教育に使ってくださいということで話をいただいたんですけれども、全部整備をすればどのくらい要るのというところまでは話をしました。今後も寄附はして下さるかなとは思いますが、それが教育に関しての指定寄附になるかはわかりません。随時していこうということで話はありました。

椎屋委員 当市からは、何か感謝状だとかお礼だとか、それに関しては今から考えあるんですか。

山下教育部長 はい。1,000万の寄附をした場合は、表彰、報奨があるということで、地方創生課からその起案が回ってきましたので、感謝状があると思います。

椎屋委員 そうですか。それはよかったですね。

深田スポーツ振興課長 今、救給カレーを持ってきてもらったんですけれども、この救給カレーにつきましては、アレルギー対策を施したカレーになっておりますので、全ての児童とは言えませんが、大体の児童は食することができると思っています。

椎屋委員 これ何年もちますか。

深田スポーツ振興課長 3年だったと思います。

中屋敷教育長 救給カレーはよろしいでしょうか。(はい)

大部菌教育長職務代理者 学校教育課の報告で、タブレットを5校104台ですか、これを選定した理由等があればよろしくお願いします。

中屋敷教育長 104台の選定理由について説明をお願いします。

藤井指導監 小学校において、新学習指導要領が先に実施されますので、小学校が優先ということがまず1つですね。104台だと、例えば小林小とかだと116台必要になり、それだけで終わってしまうので、いろんなバランスを考えてこの5校を選んでおります。

大部菌教育長職務代理者 学校、保護者によっては、東方の教育を見て、前に大角委員がおっしゃったように自分たちの学校でも早くやってほしいというような希望がありましたので配慮をお願いいたします。

中屋敷教育長 そこは補足お願いします。学校に届くのは本年度中には入らないですよ。その説明して下さい。

山下教育部長 12月補正予算なので今年度中に納品を本来はしないといけないんですけども、いろいろタブレット、パソコンが世界的に納入が間に合っていないんだそうです。それで、今回は繰越明許という形も出させていただいて、3月31日までに納品は間に合いませんということです。それで、当初の予算も今度は組みますので、もしかすると随時、学校に入れるかもしれません。

大部菌教育長職務代理者 もう一点ですけれども、この31年から35年のリースのこの金額ですよ。これだと買ったほうが安いのか、リースのほうが良いのかどうかわかれば教えてください。

山下教育部長 本来は、今年度買う104台も、リースにすると補修の部分もメンテナンスも全部会社でできるので、こちらとしてはリースの方が管理がしやすいんですけども、リースですということは長期契約の5年になりますので、毎年3,000万ぐらいずつの保守契約が必要になってくるので、財政的には、その3,000万は5年間どうするかとなると、また別な問題になってきますので、今回のこの分については購入、来年度分からについては、当初予算で上げますけれども、リースで上げていこうとは計画をしております。

槇委員 型が変わったらリースだときれいに変わってくるわけですね。会社にとったら、そのほうが良いということですね。

山下教育部長 そうです。買い取ったら、型が変わって使えなくなったら、またそこで購入という形になるんですけども、リースでしたらその分ずっとできます。

中屋敷教育長 よろしいですか。私からスポーツ振興課のインターハイ関係で、2月にプレ大会があって、来年度の6月にインターハイがあるということですか。

深田スポーツ振興課長 いいえ。全九州インターハイといいますけど、全九州総体。インターハイの前に各ブロックごとに、そのチャンピオンが集まってプレ大会を

行います。

中屋敷教育長 2月ですか。

深田スポーツ振興課長 2月と6月です。

中屋敷教育長 そして全国大会は。

深田スポーツ振興課長 全国大会は、7月24、25、26日に小林市であります。

中屋敷教育長 そうなったときに、その工事、外装はいつになりますか。

深田スポーツ振興課長 外装につきましては、今月入札があるということで伺っておりますので、工期につきましては3月20日まで、約3カ月ぐらいで終わるとうかがっております。3月中にはきれいになった体育館になると思っております。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、質問やご意見等がなければお諮りしたいと思いますが、議案第59号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第60号小林市使用料の徴収に関する条例の一部改正について説明をお願いします。

松田課長 議案第60号でございます。29ページ。小林市使用料の徴収に関する条例の一部改正について、今回、教育委員会の承認を求めるものでございます。

今回、皆様のほうに別途資料といたしまして、図面をお配りしていると思っております。今回、平成29年、昨年12月にTENAMUビルの2階公共スペースのほうを整備いたしました。ようやく1年を迎えまして、毎月、約1万人ぐらいの来場者があるような状況でございます。そちらのスペースでは、各種講座、イベント等を実施しながら、市民の生涯学習に通じた交流事業を推進しております。

TENAMUビル公共スペースにつきましては、条例を規定いたしました各施設の当初の名称等が、完成予定図面を使用しての名称、また、あと実際の運用について使用している名称に変更しようというところと、また、施設の利用者から要望が多かった区画を分割して利用するということができないかということで、今回の改正を行うものでございます。

今回、この図面にあります真ん中の青い部分、こちらがまちライブラリー交流スペースになっておりますけれども、こちらのほうの20分割したところが、大体通常利用できる部分です。こちらを各1分割に分割して利用できるようにするものでございます。

今回提示しています31ページ目をご覧くださいと思います。

今回実施する部分といたしましては、当初、まちライブラリーの部分、こちらが2,189円と部屋の部分の料金のみでした。利用者は、小さな講座、少人数等で利用するところもあり、小さい区分での利用ができるようにして、より市民が使いやすい状況にしたいということで実施したところでございます。

今回提示しました条例の中で、名称変更を提案しておりましたが、法規審議会等の意見をいただいたところ、今後、いろんな利用の状況等も勘案して、名称については改正しないほうがいいということで、名称は現行のまま利用するということでございます。新たに、このTENAMUビル公共スペースのところに、使用料を徴収する場合の独占利用というような文言がないというような提案を受けまして、そちらのほうも追記するところでございます。

また、施行日を公布の日からという形になっているんですけども、こちらのほうにつきましても、しっかりと日にちがわかるように1月1日からというところの指摘をいただいているところでございます。この施設の名称につきましましては、次のところでしますけれども、規則のところですっかりとうたうような形で、条例改正につきましても料金のところのみをうたうという形で提案をしたいというふうに思っております。

条例の60号につきましましては、以上でございます。

中屋敷教育長 確認ですが、30ページと31ページを見たときに、その区分のところ、31は「まちライブラリー」になっているのが、これは「交流スペース」に戻るといっていいんですね。

松田課長 はい、そうです。

中屋敷教育長 この30ページの表記に変えますということ。

松田課長 そうということですね。

中屋敷教育長 わかりました。

山下教育部長 正確には「交流スペースの独占利用」という言葉になります。

中屋敷教育長 この各文がですか。

山下教育部長 はい。全部ですね、「独占利用」というのが全部入ります。

中屋敷教育長 多目的室もですか。

山下教育部長 はい。「第1多目的室の独占利用」「第2多目的室の独占利用」というふうになります。

椎屋委員 基本的には、団体あるいは個人で個室全部を貸し切るといった場合に使用料は発生するというのでいいんですよね。個人で使用する場合は、今でも無料ですよね。

山下教育部長 個人で利用されるときは無料です。

松田課長 今、委員からありましたとおり、TENAMUビルの公共スペースにつきましては、フリースペースというのが基本ですので、共同利用スペースということで、どうしても独占して利用する場合には、この占用料を取る形になっています。通常のお客さんはそのまま無料で使えるという形です。

椎屋委員 それは独占で借りられた場合には、一般の人はそのスペースには入れない。逆に言うと貸し切り状態ですので使えませんということにもなるわけですかね。

松田課長 はい。大きく、やっぱり全ての施設を占用したりするときに、イベント等で、コンサートであったりとかが考えられます。その部分につきましては、ある程度利用の状況等を見て、とりあえず公の人、普通の皆さんが入って来れるように、どうしても占用する場合にはほかの施設というのを今は案内しているところです。KITTOであったりとか、文化会館、公民館のほうを案内をしています。

山下教育部長 前もって予約をして、例えばこの一つの枠を占有して使いたいという方たちは今までもいらっしゃるんですが、そのときにこの括弧の110円になるということです。

中屋敷教育長 よろしいですか。質問も意見等もないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第60号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

それでは、原案どおり承認されました。

それでは、議案第61号TENAMUビル公共スペース管理規則の一部改正について説明をお願いします。

松田課長

議案第61号TENAMUビル公共スペース管理規則の一部改正についてでございます。先ほど言いましたとおり、こちらの管理規則の一部改正について教育委員会の承認を求めるものでございます。

こちら34ページをご覧いただきたいと思います。

こちら申請書等がもともと交流スペース、そして第1、第2、第3多目的室、調理室というような形で明記がされているところでございます。今回、運営をする中で、実際、「まちライブラリー」であったり、「絵本スペース」「木育スペース」「フード・ラボ」といったような名称で運営を、今、ブリッジ・ザ・ギャップが実施しているんですけれども、様式の中の表記の名前を、「まちライブラリー」「絵本スペース」「木育スペース」「フード・ラボ」という形で、規則の様式変更をしたいと考えているものでございます。こちらの規則につきましては、様式の変更というところで提案したいと思っておるところです。以上です。

中屋敷教育長

はい。様式の変更ということですね。ご質問等があればお聞きします。よろしいですか。(はい)

それでは、質問もないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第61号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。では、原案どおり決定いたしました。

中屋敷教育長

それでは、以上をもちまして、今回の教育委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉会

17:00

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員
